

議案第二十四号

三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和六十三年三朝町条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一千万円」を「三千万円」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。